

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

茨城厚生年金 事案 1975

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日は19年3月1日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年2月までは80円、同年3月から19年1月までは100円、同年2月は60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年2月28日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について被保険者記録が無いことが判明した。
私は、昭和14年4月からA社に勤務しており、途中、18年9月に陸軍に召集され、兵役に従事したものの、22年5月に退職するまで同社に継続して勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者記録（昭和17年2月1日に資格取得、資格喪失日は未記載）が確認できる。

また、上記被保険者名簿及び旧台帳からは、申立人に係る資格喪失日の記載は確認できないが、当該被保険者名簿及び旧台帳により、申立人の標準報酬月額について、昭和19年2月に随時改定が行われていることが確認できることから、申立人は、同年2月まではA社に在籍していたことが推認できる。

一方、前述の被保険者名簿及び旧台帳とは別の被保険者名簿及び旧台帳により、申立人は、申立期間後の昭和22年2月28日付けで、前述の被保険者名簿及び旧台帳により確認できる被保険者記録とは別の厚生年金保険記号番号で、A社において被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間中のいずれかの時期に、同社における被保険者資格を一旦喪失したものと考えられる。

また、旧陸軍兵籍簿により、申立人は、昭和 18 年 9 月 10 日付けで召集され、21 年 12 月 23 日付けで召集解除されていることが確認できるが、B 社に照会したところ、申立期間当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び陸軍応召時の取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は既に他界していることから、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者 9 人（申立人が名前を挙げた同僚を除く。）に照会したところ、3 人から回答が得られたが、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 1 日から 22 年 2 月 28 日までの期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、労働者年金保険料の徴収が開始された昭和 17 年 6 月 1 日、喪失日は 19 年 3 月 1 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の随時改定の記録がある被保険者名簿及び旧台帳の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 2 月までは 80 円、同年 3 月から 19 年 1 月までは 100 円、同年 2 月は 60 円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

しかし、昭和40年4月から平成14年1月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管するA社に係る人事異動の書類から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年3月31日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管するA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和44年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

しかし、昭和42年7月から平成6年3月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管するA社に係る人事異動の書類から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年3月31日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管するA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和44年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。結婚後の昭和51年3月頃、妻が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め、それまでの未納期間の保険料を市区町村役場で全て納付したはずである。現に、申立期間直後の50年4月から51年3月までの保険料については、領収書を所持していたことにより、最近になって未納から納付済みに記録が訂正されている。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月頃、その妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め、それまでの未納期間の保険料を全て納付したと主張しているが、同年3月の時点において、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料について、申立人の所持する領収書に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されていることについては、A市区町村の国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間については当初から納付済みと記録されていたことが確認できることから、同市区町村と社会保険事務所（当時）との間の進達漏れに伴い未納扱いとされていたことがうかがえるところ、申立人の妻は市区町村役場で保険料を全て納付したと主張しているが、同年3月の時点において、当該期間については現年度保険料となるため市町村で納付できるものの、申立期間については、その時点において時効になっていない一部期間についても、過年度保険料となるため市町村では納付できない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。